

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがされることに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和8年7月21日から 令和8年11月30日まで	別紙のとおり (岡崎支局管内)	土地区画整理事業

別 紙

岡崎市羽根町字中田、羽根町字北ノ郷、羽根町字前田、羽根町字西ノ郷、
羽根町字東ノ郷、羽根町字北乾地、羽根町字若宮、羽根町字東荒子、
羽根町字貴登野、羽根町字池脇、羽根町字池下、羽根町字長田

岡崎市柱町字土取、柱町字下荒子、柱町字東荒子、柱町字鐘場、
柱町字上荒子、柱町字若宮、柱町字下弁当

岡崎市針崎町字東カンジ

岡崎市羽根西一丁目

岡崎市柱一丁目

岡崎市針崎一丁目